

公害紛争処理制度に関する懇談会（第5回）議事要旨

1. 日 時：平成27年1月30日（金） 14:00～16:00
2. 場 所：公害等調整委員会 委員会室
3. 出席者：（構成員）
北村喜宣座長、太田匡彦構成員、小島延夫構成員、中下裕子構成員、
大和陽一郎構成員
（公害等調整委員会）
柴山秀雄委員、駒形健一事務局長、飯島信也事務局次長、
河合暁事務局総務課長、加藤悠介事務局総務課課長補佐

4. 議事概要

（1）開会

（2）自治体の管轄の在り方について

資料1及び2に基づき事務局から説明を行った後、意見交換を行った。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 公害における「相当範囲にわたる」との定義については、厳格に判断しない従来どおりの方向性の方がよいのではないかと。
- ・ 裁定を都道府県に広げるとことを考えると、「相当範囲にわたる」との定義を明確にした方がよいのではないかと。近隣紛争的な事件だとしても、当事者間での解決というのは必ずしも容易ではなくなっていることから、対象範囲を広げるべきではないかと。
- ・ 今から「相当範囲にわたる」との定義を変えることは現実的ではないが、内部的な整理をきちんとすることが求められているのではないかと。
- ・ 調停の中で原因裁定を行うことができれば、調停を円滑に進めることができるのと地方自治体の意見について、とにかく当事者を納得させ事件を処理する手段として簡便なものでもよいから調査権限が必要だという意識があるのではないかとという印象を受けた。
- ・ 都道府県は原因裁定をやりたいというわけではなく、調停をうまく進めるために、原因裁定に近い調査ができればという趣旨ではないかと。ただし、都道府県にも予算規模や調査能力の制約がある。
- ・ 経験上、都道府県が行う調停では、人員や予算の問題からか、調査を行わないことが前提であることが多く、結果的にほとんど合意ができない。
- ・ 都道府県で行っている調停についても、調停をまとめるために必要な調査はできるという権限をもう少し明確にすることで解決できるものもあるのではないかと。

また、厳格な調査が必要であれば公害等調整委員会に原因裁定を嘱託するといった制度が考えうるのではないか。

- 都道府県に体制や調査能力等が構築できていないまま、裁定権限を移譲して裁定を行うよりは、都道府県も公害等調整委員会の原因裁定を利用できるような仕組みの方がよいのではないか。
- 都道府県の事務局に法曹資格者を入れないとした場合、法曹資格者である委員が裁定書を起案するという方法と、総務部の文書課や法務担当課などの職員を環境部局に、常時あるいは事件ごとに兼任させて裁定書を起案させるという方法があるのではないか。
- 都道府県公害審査会等の委員の中に法曹資格者はどの程度いるのか。また、法曹資格者を置くと規定する条例はどの程度あるのか。
- 都道府県によっては、よりあっせんに近い調停を行っているところもあるのではないか。最近の新しくできたADRはより裁定に近い調停を行うことも多く、そのような運用を行うことも考えられるのではないか。
- 手挙げ方式の制度を採用してから需要を見極めるということも考えられなくはないが、現実的には手を挙げるとの都道府県の内諾がないと制度改正は難しいのではないか。
- 市町村への調停事務の移譲について、現在でも独自に調停を行っている市町村が存在するにもかかわらず事務権限を移譲する意義として、例えば、法に基づく制度として判断主体に一定の地位を与えること、同種の事務を行う自治体のネットワークを強化すること、また手続をフォーマット化できるといったことなどが考えられるのではないか。

(3) 公害紛争処理手続の電子化について

資料3に基づき事務局から説明を行った後、意見交換を行った。

主な意見は以下のとおり。

- いくら手続を電子化しても、結局印刷する手間があるのならば、現在のようにファックスで送ることでもいいのではないかとも考えられる。
- 提出書類を電子化すれば、引用する際や、事実関係を表にして整理する際に手間が省けるとのメリットが考えられる。
- 引用が簡単にできるということは、簡単に手を加えることができるということでもあり、電子化は便利である反面問題でもある。紙媒体での提出にはその時点の主張を明確にする意義やメリットもあるため、電子媒体についても原本性の確保等をしっかりとすべきである。
- 定型的な書類や事件性のない書類においては電子化のメリットは多分にあると考えるが、事実関係や双方の認識等が重要である事件書類等については、電子化

は馴染まないのではないか。

- ・ 手続の電子化を一部試行的に始めてみるということによいのではないか。

(4) 今後の開催日程について

次回の開催スケジュールについて、事務局から説明を行った。

(5) 閉会

以上